

○観音寺市簡易専用水道設置要綱

平成30年3月30日告示第45号

観音寺市簡易専用水道設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第7項に規定する簡易専用水道（以下「簡易専用水道」という。）の設置及び管理に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出)

第2条 簡易専用水道を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、観音寺市簡易専用水道設置・変更・承継届（様式第1号。以下「設置等届」という。）により次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 簡易専用水道を設置する建築物等（以下「建築物等」という。）の名称
- (3) 建築物等の所在地
- (4) 建築物等の用途及び規模
- (5) 簡易専用水道の規模、構造及び材質
- (6) 水の供給を受ける水道事業の名称
- (7) 計画利用者数及び計画使用水量
- (8) 工事着手予定年月日
- (9) 使用開始予定年月日

(経過措置)

第3条 一の水道が簡易専用水道となった際現にその水道を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該水道が簡易専用水道となった日から30日以内に、設置等届により前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(届出事項の変更)

第4条 第2条又は前条の規定による届出（以下「届出」という。）をした者は、第2条第1号から第5号（ただし、同条第5号については水槽に限る。）までに掲げる事項に

ついて変更があったときは、その日から30日以内に、設置等届により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、同条第1号の法人の場合の代表者の氏名の変更及び同条第4号の軽微な変更（当該変更に係る部分が当該変更後の全体の20パーセント未満のものをいう。）については、この限りでない。

（承継の届出）

第5条 届出をした者から、その届出に係る簡易専用水道を譲り受けた者は、当該届出者の地位を承継する。

2 届出をした者について、相続又は合併があったときは、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、設置等届を市長に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第6条 届出をした者は、その届出に係る簡易専用水道を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、観音寺市簡易専用水道廃止届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（簡易専用水道の管理）

第7条 簡易専用水道の設置者は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）第55条の規定に定めるもののほか、次の管理基準に従い、その水道を管理しなければならない。

（1） 水槽の点検を毎月1回以上、定期に行うこと。

（2） 給水栓における水の色、濁り、臭気、味等についての検査を毎日1回以上、定期に行うこと。

（3） 給水栓における消毒の残留効果に関する検査を毎週1回以上、定期に行うこと。

（市長への通報）

第8条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに省令第55条第4号に掲げる措置を講ずるとともに、市長にその旨を通報しなければならない。

（書類の整備等）

第9条 簡易専用水道の設置者は、次の書類を整備し、第1号及び第2号の書類は当該簡易専用水道が存続する間、第3号及び第4号の書類は3年間、これを保存しなければならない。

- (1) 簡易専用水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- (3) 水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する検査に関する記録及び省令第55条各号に定める管理に関する記録
- (4) 第7条に規定する管理に関する記録

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。